

# 道路附属物点検業務委託

## 特記仕様書

令和7年度

高槻市都市創造部道路課

委託業務名	道路附属物点検業務委託
業務場所	高槻市 市内一円
履行期間	契約締結の日から令和8年 3月31日

## 第1章 総則

### 第1条 業務の目的

本業務は、高槻市が管理する道路の附属物である道路反射鏡について、その状態を把握し、効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、近接目視にて点検を実施し、その結果等を整理するものである。

### 第2条 適用

1. 本特記仕様書は、高槻市が施行する「道路附属物点検業務委託」に適用する。
2. 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、業務委託契約書及び「測量、調査作業及び業務委託等必携（令和7年6月 大阪府都市整備部）」（以下「必携」という。）並びに関係法令に基づき施行する。
3. 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（最新版 大阪府都市整備部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。  
ただし、共通仕様書の文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書（以下「府契約書」という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

### 第3条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は、必携に定めるものの他、次によるものとする。

- ① 高槻市道路反射鏡点検等要領 令和7年4月 高槻市 都市創造部 道路課（以下「反射鏡点検等要領」という。）

### 第4条 業務の指示及び監督

1. 業務の受託者（以下「受注者」という。）は、業務の実施にあたり、業務委託契約書に基づき、委託者の監督員（以下「発注者」という。）と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
2. 本業務における作業は、発注者の指示が最優先するものとする。
3. 本業務における作業について受注者は、監督官庁並びに関係機関との総合的調整を行うものとする。

### 第5条 疑義

本特記仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

### 第6条 管理技術者

1. 管理技術者については、下記の資格を有する者でなければならない。
  - ① 測量士の資格を有している者。
2. 管理技術者は業務途中で変更できない。ただし、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。
  - ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
  - ・当該技術者が死亡した場合
  - ・当該技術者が退職した場合
  - ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
  - ・発注者の責により履行期間延期となった場合
  - ・その他の理由による場合
3. 技術者を変更する場合は、第1項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 第7条 提出書類

1. 受注者は、業務の着手及び完了にあたっては、高槻市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。
2. 受注者が発注者に提出する書類の様式は、高槻市のホームページ（契約検査課内）に掲載されている様式を用いるものとする。なお、様式が定められていないものについては、受注者において様式を定めるものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 業務工程表	期日	契約後速やかに
(2) 管理技術者	〃	〃
(3) 管理技術者経歴書	〃	〃
(4) 着手届	〃	着手した日
(5) 担当技術者届	〃	契約後速やかに
(6) 担当技術者経歴書	〃	〃
(7) 業務委託内訳書	〃	〃
(8) 請求内訳書	〃	請求しようとする日
(9) 完了届	〃	業務完了の日
(10) 業務週報	〃	〃
(11) 引渡書	〃	引渡しの時
(12) 請求書	〃	請求しようとする日

#### 第8条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回を行うものとする。ただし、中間打合せは、発注者と協議の上、打合せ回数を変更できるものとするが、設計変更の対象としない。なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。

## 第9条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を掲載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 安全管理計画
  - (7) 成果物の品質を確保するための計画
  - (8) 成果品の内容・部数
  - (9) 使用する主な図書及び基準
  - (10) 連絡体制（緊急時含む）
  - (11) 使用する主な機器
  - (12) その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

## 第10条 資料等の貸与及び返却

1. 発注者は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

## 第11条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続き及び資料作成に協力しなければならない。また、受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 道路上の作業において、道路交通法に基づく手続きが必要な場合は、道路使用許可申請を所轄警察署に届けること。
3. 受注者が、関係官公庁から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告協議するものとする。

## 第12条 沿道対応等

1. 地元関係者への説明等について、受注者はこれに協力するものとする。
2. 受注者は、本業務実施にあたって、沿道の住民、地元関係者、道路利用者等からの質問、疑義等を受けた場合は、発注者に報告するものとし、地元関係者に誠意をもって接し、紛争が生じないように努めなければならない。

## 第13条 土地への立入り等

1. 現地調査を実施する場合、受注者は、自己の身分証明書を携帯し、調査のためやむを得

ず第三者の土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て、住民等との紛争が生じないように十分注意しなければならない。

2. 受注者は、作業実施のため植物の伐採、工作物の一時使用する時は、事前に発注者に報告するとともに、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

#### 第14条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う作業に際して、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、本業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2. 受注者は、屋外で行う作業にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

#### 第15条 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

#### 第16条 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

#### 第17条 守秘義務

受注者は、業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与・公表・使用してはならない。

#### 第18条 再委託等の禁止及び誓約書の提出等

1. 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2. 受注者は、受任者又は下請負人等が、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

3. 発注者は、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者を受任者又は下請負人等としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約等の解除を求めることができる。

4. 前項の規定により契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

#### 第19条 費用の負担

本業務の検査等に必要な資料は本特記仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 第20条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後といえども成果品に失策不備が発見された場合、速やかに訂正しな

なければならない。これに対する経費は全て受注者の負担とする。

受注者は、業務完了後10年間成果品の控えを保存するものとする。

#### 第21条 成果の提出

成果品は以下の媒体及び部数を提出するものとする。

なお、電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- 紙媒体 : 2部
- 電子データ : 正副2部 (CD-RもしくはDVD-R)

#### 第22条 検査

検査は、契約履行期間内に行うよう努めるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

#### 第23条 納期

納期は、工期内完了とする。

## 第2章 業務内容

#### 第24条 道路附属物点検

##### 1. 計画準備

本業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書等に示す業務内容を確認し、第9条業務計画書に示す事項について業務計画書の作成、既存資料の整理等業務実施のための準備を行う。

##### 2. 道路反射鏡点検

既存資料等を踏まえながら、道路反射鏡について、現地にて近接目視点検を行い、その変状等を確認する。

点検に際しては、反射鏡点検等要領に基づいて行うものとする。

点検対象施設数は、下表のとおりとし、詳細な箇所については、別途発注者より指示する。

支柱の有無	施設数
有	1,632
無(共架)	732
合計	2,364

以上